

令和4年度 保育園等の利用申込の手引き

※ 必ずお読みください

《1》 保育園とは……

保護者が就労や病気などのため、児童に保育が必要と認定される場合に、利用出来る児童福祉施設です。



※次のような場合は基本的に入園対象となりません

- ① 児童の両親いずれかが専業主婦（主夫）として家事に従事している場合
- ② 小学校入学準備のための幼児教育の場として、あるいは集団生活に慣れさせるため
- ③ 原則として、1日の労働時間が4時間未満、月の労働日数が14日以下の場合
- ④ 育児休暇を取得されている場合の、育休期間中の新規入園

このような場合や、急な用事などで一時的に児童を保育出来ない場合は、市内保育園・子育て支援センターぽっぽでの一時預かりをご利用下さい。

《2》 入園申込みについて

受付期間	入園を希望する月の前月1日から15日まで (15日が閉庁日の場合はその前の開庁日まで)
提出場所	伊万里市役所 子育て支援課 保育係
提出書類	<p>※①から⑤までの書類をすべて揃えてから、提出をお願いします。</p> <p>① 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼入園申込書 (水色) ……内容を全て記入してください。</p> <p>② 保育施設等の利用に関する確認書 ……内容を全て確認してください。</p> <p>③ 家庭で保育出来ない証明書 保護者の該当する要件に応じて提出下さい。 ◆就労証明書・出産申立書・通院入院証明書・介護等申立書 ・在学証明書・求職申立書 など ※単身赴任等で市外に居住している保護者についても、提出が必要です。 ※60歳未満の同居の祖父母がいる場合は、「保育園等利用に係る申立書」の提出が必要です。(就労証明書等は必要ありません)</p> <p>④ 令和3年度 市町村民税 所得課税証明書 ※令和3年1月1日現在 伊万里市以外に住所があった保護者のみ 令和3年1月1日現在の住所地の市町村役場から取り寄せて提出をお願いします。(委任状などが必要になる場合がありますので、該当する役場に事前にお問い合わせください) ※既に保育園等を利用されている場合は提出不要です。</p> <p>⑤ 個人番号(マイナンバー)届出書 詳しくは、「《5》個人番号(マイナンバー)届出書について」をご参照ください。新規入園者など一部の該当者のみ必要です。</p>

《3》 保育園等を利用するためには、認定を受けていただきます

① 利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受けることとなります。

認定の区分	年 齢	有効期間	利用可能な施設
2号認定	3歳以上	認定～就学前（卒園）まで	保育園・認定こども園
3号認定	3歳未満	認定～3歳到達日の前日まで	保育園・認定こども園 事業所内保育事業所 小規模保育事業所

「保育の必要性の認定」（入園）の対象要件

児童の保護者が次のいずれかに該当し、家庭において児童の保育が出来ないと認められる場合です。

- (1) 家庭の外で仕事をしている
- (2) 家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- (3) 妊娠・出産の前後、保護者が疾病・心身に障害がある
- (4) 保護者が、疾病の親族などを看護・介護している
- (5) 求職活動中である、起業する準備中である
- (6) 就学（職業訓練含む）している
- (7) 災害復旧、児童に虐待やDVのおそれがある

その他上記に準ずる理由など

*ただし下記のような場合は、期限付きの認定となります。

(1) 雇用期間がある方（雇用契約更新が無の方）

雇用期間内での認定（入園決定）となりますが、その後の雇用延長がある場合は、認定期間も延長となります。

(2) 出 産

出産前後期間での入園は、産前は出産予定日からの8週前の日が属する月の初日からとなり、産後は出産予定日から12週が経過する日が属する月の末日までとなります。（前後あわせて5ヶ月間）育休中の継続入園の場合は、育児休業が終了する日が属する月の末日までが最長となります。

(3) 病気療養

病気療養による認定の場合は、療養を要する期間までとします。

療養期間が長期に渡る場合は、3か月程度で、提出時と状況に変わりがないか聞き取りをさせていただきます。

(4) 求職中

認定期間は求職開始から3か月が経過する日が属する月の末日までです。

必ず期間内に就労証明書を提出してください。

※ 認定の期間が過ぎるとその後の通園はできません。

保護者の要件が変更になった時は、ただちにご連絡下さい。

（転職、退職、産休を取得することになった、などの場合）

② 保護者の状況・就労時間などにより、「保育の必要量」が区分されます。

区 分	保育必要量	就労等の時間の目安
標準時間認定	11時間／日	フルタイム就労など (月平均120時間以上勤務)
短時間認定	8時間／日	パートタイム就労など (月平均60時間以上120時間未満勤務)

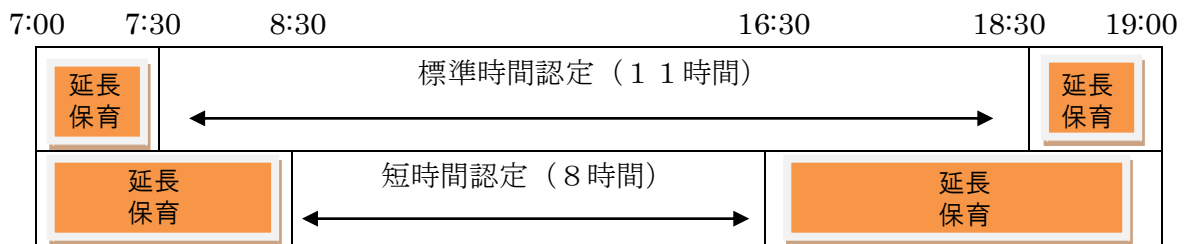
◆母が妊娠・出産による場合は、標準時間利用が可能です

◆求職活動中、育休中における継続利用の場合は、基本的に短時間認定となります。
(育休を取得されているお子さんは、基本的に育休期間中の新規入園ができません。
継続利用の対象となるのは在園児童のみです)

③ 利用にあたっては、それぞれの園で設定された時間帯において利用できます。

(例) 開所時間 7:00～19:00

【標準時間利用】 7:30～18:30 【短時間利用】 8:30～16:30 に設定した施設の場合



必要量の時間を超えて利用が必要な場合は、延長保育になります。(別途、延長保育料が必要です) ※延長保育料の金額については、各園で設定します。

《4》入園決定及び保育料について

① 入園決定について …… 入園月の前月下旬ころ

② 保育料について …… 入園月の中旬ころ

それぞれ通知する予定です。

※ 保育料に未納がある方は、希望の保育園に入園出来ない場合や入園決定が遅れることがあります。



《5》個人番号(マイナンバー)届出書について

※新規入園者など一部の該当者のみ

一部の該当者の例…転園を除く新規入園者、出生、転入などで新たに世帯に加わった人 など。

①個人番号(マイナンバー)届出書には、

- (1) 新規入園者の場合は、申込み児童と同居している親族全ての方のマイナンバーの記載が必要です。
- (2) 出生、転入など、世帯員変更の場合は、新たに加わった人の分のマイナンバー記載が必要です。

*手続き時の必要書類

① 手続きに来庁される方のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類

下記のいずれかを窓口にて提示(※原本に限る)

(1) マイナンバーカード
(2) 個人番号通知カード又は個人番号通知書
(3) 個人番号記載の住民票(または住民票記載事項証明)

③ 手続きに来庁される方の身元確認ができる書類

下記の(1)または(2)のいずれかを窓口にて掲示。

(1) <u>次のいずれかの場合には1点</u> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(顔写真あり)・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・その他の官公署発行で写真付きの「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの
(2) <u>次のいずれかの場合には2点以上</u> <ul style="list-style-type: none">・健康保険証(社会保険含む)・年金手帳・特別児童扶養手当証書・その他の官公署発行で「氏名」+「生年月日または住所」が記載されているもの・児童扶養手当証書・公共料金領収証(電気・ガス・水道など)



問い合わせ先

伊万里市役所 子育て支援課 保育係

☎ 0955-23-2174

